高齢者相互支援推進・啓発事業実施要領

１　目 的

 　高齢者相互支援推進・啓発事業は、老人クラブ会員等が、地域の一人暮らしやね　たきりの高齢者等の家庭を訪問し、対話、家事援助等の活動を実践するとともに、　他の会員及び地域高齢者に対し高齢者相互支援事業についての普及・啓発を行い、　もって老人福祉の向上に資することを目的とする。

２　実施主体

 　事業の実施主体は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「県老連」とい　う）とし、県老連及び４郡・１２市・５町村（玉村町・上野村・神流町・榛東村・　吉岡町）各老人クラブ連合会（以下「郡市町村老連」という）から推薦を受け、県　老連が指定を行ったモデル老人クラブ連合会（モデル地区（支部）老人クラブ連合　会を含む）又はモデル老人クラブ（以下「モデル老連」という）とで本事業を実施　する。

３　事業内容

 (1) 高齢者相互支援広報啓発事業

 高齢者相互支援広報啓発資料を作成し、老人クラブ及び関係団体に配布し、高 齢者の相互支援事業の普及・啓発のための広報を行う。

 (2) 高齢者相互支援推進事業

 ①モデル老連の指定等

 ア県老連は、モデル老連を指定する。

 イモデル老連は、原則として５人以上の事業実施推進員（以下「シルバー

 リーダー」という）を選任し、委嘱する。

 シルバーリーダーは、他の事業実施会員（以下「シルバーボランティア」と いう）と高齢者相互支援事業に携わるとともに、老人クラブ会員等に対し、

 高齢者相互支援事業についての啓発等を行う。

 ウ県老連は、高齢者相互支援推進事業の実施にあたって、モデル老連に対す

 る指導・協力・連絡調整を行う。

 ②高齢者相互支援活動研修会の開催

 県老連は、シルバーリーダー及びシルバーボランティアを含む郡市町村老連の 会員等を対象に、相互支援活動を行うために必要な研修会を開催する。

 ③連絡会議の開催

 県老連は、県、モデル老連、市町村等の関係機関による連絡会議を開催し、事 業の円滑な実施を図るものとする。

 ④支援（訪問）対象者、おおむね６０才以上の

 アねたきりの高齢者及び高齢者のいる世帯であって、支援を必要とする場合

 イ一人暮らしの高齢者で、支援を必要とする場合

 ウその他の高齢者で、支援を必要とする場合

 ⑤支援（訪問）内容

 アねたきりの高齢者または高齢者世帯に対する、同世代の仲間との会話によ

 るふれあいや、新鮮な情報提供をする話し相手や、簡単な家事援助の手伝い

 イ一人暮らしの高齢者に対する話し相手、家事援助

 ウ高齢者世帯の高齢者に対する外出時の介助等

 エその他、本事業を進めるうえで必要な支援

４　モデル老連の指定

 (1) 県老連は、事業計画書を審査のうえ、県内全域にわたる地域の均衡性を考慮

　　し、モデル老連の指定を行うものとする。

　(2) 県老連はモデル老連の指定に際して、①　郡老人クラブ連合会及び５町村老人　　クラブ連合会にあっては、町村老人クラブ連合会又は老人クラブ　②　市老人ク　　ラブ連合会にあっては、原則として地区（支部）老人クラブ連合会又は老人クラ　　ブの指定を行うものとする。

　(3) モデル老連の指定期間は、原則として２年間とする。

５　モデル老連の推薦及び通知

　(1) 郡市町村老連の会長は、モデル老連の推薦にあたり当該モデル老連の事業計画 書（様式１）と事業予算書（様式２）を県老連理事長へ提出（別紙１）する。

 (2) 県老連理事長は、モデル老連を指定したときは、前記の計画書をとりまとめた モデル老連一覧表（様式３）を添付し、当該郡市町村老連会長あてに通知（別紙　　２）する。

６　支援（訪問）方法

 モデル老連の指定を受けた老人クラブのシルバーリーダー及びシルバーボランテ ィア等が、数名でチームを作り、１名又は２名程度で訪問することが望ましい。

７　支援（訪問）上の注意

 (1) 高齢者の人格を尊重し、個人のプライバシーを侵すことのないように配慮する とともに、訪問上知り得た秘密を厳守すること。

 (2) 親切、丁寧に応対し、高齢者の話し相手、相談相手となるよう心がけること。 (3) 元気であることの確認については、あいさつ程度の簡単なものでもよい。 (4) 高齢者の生活、健康について必要・緊急を要する事態が発生した場合は、地域 の関係者等の各関係機関に連絡をとること。

８　報告及び記録の整備

 (1) モデル老連は、事業年度終了後、事業実績報告書（様式４）と事業精算書（様式５）を、当該郡市老連を経由して、県老連理事長へ提出（別紙３）する。

 (2) モデル老連は、訪問日誌等の記録をするものとする。

９　経費の負担

　　モデル老連の事業実施にかかる経費については、県老連が支出する１モデル老　　連当たり上限５万円の委託料を充てるものとする。

10　保険の加入

 訪問者の傷害事故等に対応するため、シルバーリーダー及びシルバーボランティ アを老人クラブ保険あるいはボランティア保険に加入することが望ましい。

11　その他

 (1) 県老連は、事業の実施にあたり必要に応じ、モデル老連に対して指導、助言を 行う。

 (2) モデル老連は、事業の実施にあたり必要に応じ、各種関係団体（自治会、社会 福祉協議会、ボランティア団体等）と連携を行うこと。

　 附　則

 この要領は、平成　５年　３月１日より実施する。

 この要領は、平成１４年　４月１日より実施する。

 この要領は、平成１７年１１月１日より実施する。

 この要領は、平成１８年１２月１日より実施する。

 この要領は、平成２０年　４月１日より実施する。

 この要領は、平成２０年１２月１日より実施する。

　　　　　　　　　　　　　　　　（９．経費の負担の事業費名称）

 この要領は、平成２１年１２月１日より実施する。

　　　　　　　　　　　　　　　　（２．４．５項目の郡町村数及び町村名）

 この要領は、平成２４年１月１日より実施する。

　　　　　　　　　　　　　　　　（９．１１項目の語句と団体名称等削除）

　　　　　この要領は、平成２５年度４月１日より実施する。

 （２項目の法人名の変更　一般財団法人群馬県老人クラブ連合会）

　　　　　この要領は、平成２７年１月１日より実施する。

 　（２．実施主体の変更、３．（２）①イ事業実施推進員数の変更、

　　　　　　　４．モデル老連の指定変更（単位クラブ増等））

　　　　　この要領は、平成２８年４月１日より実施する。

 　（５・８項目、事業予算書・精算書の語句の追加、９．経費の負担の

　　　　　　　　委託料支出）

　　　　　この要領は、平成２９年１２月１２日より実施する。（様式の名称変更）